

消費者トラブル



第15回

注意報

【トラブルQ & A】 ～名義貸しの代償は、後で高くなりますよ！～

■相談します

インターネットで「楽にもうかるアルバイト」という書き込みを見ました。「携帯電話の購入に自分の名前を貸すだけ、通話料はバイト先の業者が支払い、自分への請求はない。1台につき5千円の収入」というものでした。業者の人と一緒に携帯電話ショップに行き、携帯電話を2台契約しその人に渡し「バイト代は後日振り込まれる」と言われました。しかし、いつまでも振り込みはなく、連絡もとれず、そのうえ2台分の高額な通話料の請求がきました。約束が違うし、自分は使っていないので支払わないと携帯電話会社に申し入れたが、名義人（自分）が支払うものであると言われました。どうしたらよいでしょうか。

■お答えします

この携帯電話の「名義貸し」は、絶対にやってはいけないことです。「簡単なアルバイト」「迷惑はかかりません」など、募集広告の甘い言葉をうのみにしてはいけません。

気軽なアルバイトのつもりで「名義貸し」の意識がなかったとしても、携帯電話会社の契約相手は名義人であり、通話などで利用した分の料金は名義人に請求されます。もし契約時に、割引料金プランを選択した場合、解約時は解約料も発生します。

では、料金を支払わずに放置したらどうなるでしょう？利用料金が支払われないのですから、その携帯電話は強制解約され利用停止になり名義人は不払者として登録されます。また、もともと使っている携帯電話が使えなくなったり、新たな契約ができなくなったりします。そして、名義を貸した携帯電話の利用料金は、支払うしかありません。

この他人名義で契約された携帯電話は、振り込め詐欺などの犯罪に使われることもあります。名義貸しは絶対にやめましょう。

問い合わせ 消費生活センター（☎2928-1233・FAX2923-8711）

所沢市消費生活センター相談窓口

相談日 月～金曜日（祝休日を除く）
相談時間 午前10時～11時30分、午後1時～3時30分
ところ 旧市庁舎2階（宮本町1-1-2）
相談専用電話 ☎04-2926-0999

対象 市内に住所を有し、特定（指定）疾患医療受給者証または小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を受けている方（所沢市重度心身障害福祉手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当受給者を除く）
持ち物 ①特定（指定）疾患医療受給者証または小児慢性特定疾患医療受給者証②印鑑③振込先金融機関（郵便局・ゆうちょ銀行を除く）の本支店名・口座番号がわかるもの（18歳以上の方は本人名義の口座）
○見舞金の申請は毎年度必要です。

申請先・問い合わせ 市役所1階障害福祉課（☎29998-9116・FAX29998-1147）

問い合わせ みどり公園課（☎29996-9116・FAX29998-9153）
彩の国仕事発見システム
『求人情報を24時間無料提供』

県では、「住みやすく環境にやさしいゆとりの田園都市埼玉」を目指して、みどりと川の再生に取り組んでいます。

この取り組みを積極的に進めたいためシンボルマークを決定しました。

このシンボルマークは、県民の皆さんも自由に使用できますので（営利の場合は申請が必要）、イベントや日ごろの活動、広報紙

などに合わせて記念事業を実施します。

障害者週間記念事業 12月3日からの日の障害者週間に合わせて記念事業を実施します。

記念講演会 12月1日（月）午後1時30分～3時30分と題して、市役所8階大会議室で開催します。

障害者の社会、文化等あらゆる分野への積極的な参加および障害者福祉についての認識を深めていたくために講演会を開催します。

上級救命講習会 11月16日（火）午後5時（9日㈫は午前9時～午後5時）～11月17日（水）午後3時までと題して、市役所1階市民ホールで開催します。

問い合わせ 障害福祉課（☎29998-9116・FAX29998-1147）と題して、市役所1階市民ホールで開催します。

登校を済む小・中学生（不登校方（児童を含む））の作品の展示および国立障害者リハビリテーションセンターの協力により、福祉機器を展示します。

福祉機器の展示 11月13日（木）午前10時～12時と題して、教育センターにて開催します。

登校を済む小・中学生（不登校方（児童を含む））の作品の展示および国立障害者リハビリテーションセンターの協力により、福祉機器を展示します。

登校を済む小・中学生（不登校方（児童を含む））の作品の展示および国立障害者リハビリテーションセンターの協力により、福祉機器を展示します。

登校を済む小・中学生（不登校方（児童を含む））の作品の展示および国立障害者リハビリテーションセンターの協力により、福祉機器を展示します。

登校を済む小・中学生（不登校方（児童を含む））の作品の展示および国立障害者リハビリテーションセンターの協力により、福祉機器を展示します。

登校を済む小・中学生（不登校方（児童を含む））の作品の展示および国立障害者リハビリテーションセンターの協力により、福祉機器を展示します。

登校を済む小・中学生（不登校方（児童を含む））の作品の展示および国立障害者リハビリテーションセンターの協力により、福祉機器を展示します。

登校を済む小・中学生（不登校方（児童を含む））の作品の展示および国立障害者リハビリテーションセンターの協力により、福祉機器を展示します。

平成20年度難病見舞金

県が指定した難病で治療を受けている方に、毎年度1回2万5千円の見舞金を支給しています。該当する方は平成21年3月31日まで申請してください。

上新井公園が開園しました

第二上新井土地区画整理事業に伴い、市が整備した公園です。

だれもが安全に安心して利用できるよう、ルールやマナーを守りましょう。

等で活用してください。

○詳細は県ホームページ（「再生シンボルマーク」で検索）でも

ます。

アドレス <http://www.shigoto.pref.saitama.lg.jp/>

問い合わせ

県・みどり再生推進室（☎048-830-3147・FAX048-477-75

830-477-5）

問い合わせ

小手指第1地域包

211・FAX2947-1223、

高齢者支援課（☎2924-1147・

120・FAX29998-1147）

問い合わせ

22947-1

のとしやん体操』

等で活用してください。

○詳細は県ホームページ（「再生シンボルマーク」で検索）でも

ます。

アドレス <http://www.shigoto.pref.saitama.lg.jp/>

問い合わせ

県・みどり再生推進室（☎048-830-3147・FAX048-477-75

830-477-5）

問い合わせ

小手指第1地域包

211・FAX2947-1223、

高齢者支援課（☎2924-1147・

120・FAX29998-1147）

問い合わせ

22947-1

のとしやん体操』

等で活用してください。

○詳細は県ホームページ（「再生シンボルマーク」で検索）でも

ます。

アドレス <http://www.shigoto.pref.saitama.lg.jp/>

問い合わせ

県・みどり再生推進室（☎048-830-3147・FAX048-477-75

830-477-5）

問い合わせ

小手指第1地域包

211・FAX2947-1223、

高齢者支援課（☎2924-1147・

120・FAX29998-1147）

問い合わせ

22947-1

のとしやん体操』

等で活用してください。

○詳細は県ホームページ（「再生シンボルマーク」で検索）でも

ます。

アドレス <http://www.shigoto.pref.saitama.lg.jp/>

問い合わせ

県・みどり再生推進室（☎048-830-3147・FAX048-477-75

830-477-5）

問い合わせ

小手指第1地域包

211・FAX2947-1223、

高齢者支援課（☎2924-1147・

120・FAX29998-1147）

問い合わせ

22947-1

のとしやん体操』

等で活用してください。

○詳細は県ホームページ（「再生シンボルマーク」で検索）でも

ます。

アドレス <http://www.shigoto.pref.saitama.lg.jp/>

問い合わせ

県・みどり再生推進室（☎048-830-3147・FAX048-477-75

830-477-5）

問い合わせ

小手指第1地域包

211・FAX2947-1223、

高齢者支援課（☎2924-1147・

120・FAX29998-1147）

問い合わせ

22947-1

のとしやん体操』

等で活用してください。

○詳細は県ホームページ（「再生シンボルマーク」で検索）でも

ます。

アドレス <http://www.shigoto.pref.saitama.lg.jp/>

問い合わせ

県・みどり再生推進室（☎048-830-3147・FAX048-477-75

830-477-5）

問い合わせ

小手指第1地域包

211・FAX2947-1223、

高齢者支援課（☎2924-1147・

120・FAX29998-1147）

問い合わせ

22947-1

のとしやん体操』

等で活用してください。

○詳細は県ホームページ（「再生シンボルマーク」で検索）でも

ます。